

草津市告示第 2 0 号

草津市保育補助者雇上強化事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和 8 年 1 月 2 8 日

草津市長 橋 川 涉

草津市保育補助者雇上強化事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

草津市保育補助者雇上強化事業補助金交付要綱（令和 2 年草津市告示第 7 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後		改正前	
第 1 条～第 9 条 <現行どおり> 別表（第 5 条関係）		第 1 条～第 9 条 <省略> 別表（第 5 条関係）	
補助対象経費	補助金の額	補助対象経費	補助金の額
保育補助者等の配置に要する次の各号に掲げる経費 (1) 報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費 (2) 需用費、役務費、委託料、使用料および賃借料	次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額と補助対象経費の実支出額とを比較していずれか少ない方の額 (1) <u>利用定員が 1 2 1 人未満の施設の場合</u> ア <u>保育補助者の経験年数が 3 年未満</u> <u>1 か所当たり年額 1, 9 5 3, 0 0 0 円</u> イ <u>保育補助者の経験年数が 3 年以上 7 年未満</u> <u>1 か所当たり年額 2, 4 4 1, 0 0 0 円</u> ウ <u>保育補助者の経験年数が 7 年以上</u> <u>1 か所当たり年額 3, 2 5 5, 0 0 0 円</u> ただし、配置した月数が 1 2 月（1 月未満は 1 月とする。）に満たない場合は、当該額を 1 2 で除して得た額（小数点以下は、これを切り捨てる。）に当該月数を乗じて得た額とする。 ※ <u>保育補助者を複数配置している施設においては、補助対象経費に計上する保育補助者の経験年数の平均で算定する。</u> ※ <u>令和 6 年度時点で当該事業を活用する施設のうち、単価の引下げとなる施設は、下記の</u>	保育補助者の配置に要する次の各号に掲げる経費 (1) 報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費 (2) 需用費、役務費、委託料、使用料および賃借料	次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額と補助対象経費の実支出額とを比較していずれか少ない方の額 (1) <u>年額 3, 1 1 7, 0 0 0 円とする。</u> ただし、配置した月数が 1 2 月（1 月未満は 1 月とする。）に満たない場合は、当該額を 1 2 で除して得た額（小数点以下は、これを切り捨てる。）に当該月数を乗じて得た額とする。

改正後	改正前
<p><u>金額を適用できる。</u>  <u>1か所当たり年額 2,441,000円</u></p> <p>(2) <u>利用定員が121人以上の保育所等において、保育補助者等が同月に複数名配置されている場合は前号の金額にア～ウの額を加算する。</u></p> <p><u>ア 保育補助者の経験年数が3年未満</u>  <u>1か所当たり年額 1,953,000円</u></p> <p><u>イ 保育補助者の経験年数が3年以上7年未満</u>  <u>1か所当たり年額 2,441,000円</u></p> <p><u>ウ 保育補助者の経験年数が7年以上</u>  <u>1か所当たり年額 3,255,000円</u></p> <p>ただし、配置した月数が12月（1月未満は1月とする。）に満たない場合は、当該額を12で除して得た額（小数点以下は、これを切り捨てる。）に当該月数を乗じて得た額を加算する。</p> <p><u>※令和6年度時点で当該事業を活用する施設のうち、単価の引下げとなる施設は、下記の金額を適用できる。</u>  <u>1か所当たり年額 2,441,000円</u></p>	<p>(2) 定員が121人以上の保育所等において、保育補助者等が同月に複数名配置されている場合は前号の金額に<u>年額3,117,000円</u>（ただし、配置した月数が12月（1月未満は1月とする。）に満たない場合は、当該額を12で除して得た額（小数点以下は、これを切り捨てる。）に当該月数を乗じて得た額とする。）を加算した額とする。</p>
<p>別記様式第1号（第6条関係） 《現行どおり》                  別記様式第2号（第6条関係）                  （別添1-1のとおり）                  別記様式第3号（第7条関係） 《現行どおり》                  別記様式第4号（第7条関係）                  （別添2-1のとおり）</p>	<p>別記様式第1号（第6条関係） 《省略》                  別記様式第2号（第6条関係）                  （別添1-2のとおり）                  別記様式第3号（第7条関係） 《省略》                  別記様式第4号（第7条関係）                  （別添2-2のとおり）</p>

付 則

この要綱は、令和8年1月28日から施行し、令和7年度の事業から適用する。

別添 1 - 1

様式第 2 号 (第 6 条関係)

草津市保育補助者雇上強化事業所要額調書

定員計

施設名

1. 保育補助者等の状況

保育補助者等名	保育補助者／ 有保育補助者	雇用年月日	現に勤務する施設・事業所 の経過年数		その他の施設・事業所 の経過年数		配置予定期間	子育て支援員 研修等受講の状況	研修終了日／ 研修終了予定日／ 実習開始日	受講実習名／受講研修名
			年	月	年	月				
<b>計</b>										
			平均 経過年数							

2. 補助金所要額

保育補助者等名	職員給与総額				賞与等⑤	年間給与等支給予 定総額⑥ (④+⑤)
	本俸①	諸手当②	法定福利費等③	合計④		
合計⑦						

その他経費⑧	内訳

対象経費総額⑨ (⑦+⑧)	寄付金その他取 入額⑩	差引額⑪ (⑨-⑩)	補助基準額⑫	補助所要額⑬ (⑪と⑫を比較し て少ない方の額)	補助金申請額⑭

別添1-2

様式第2号(第6条関係)

草津市保育補助者雇上強化事業所要額調書

定員計

施設名

1. 保育補助者等の状況

保育補助者等名	保育補助者／有保育補助者	雇用年月日	配置予定期間	子育て支援員研修等受講の状況	研修修了日／研修修了予定日／実習開始日	受講実習名／受講研修名

2. 補助金所要額

保育補助者等名	職員給与総額				賞与等⑤	年間給与等支給予定総額⑥ (④+⑤)
	本俸①	諸手当②	法定福利費等③	合計④		
					合計⑦	

その他経費⑧	内訳

対象経費総額⑨ (⑦+⑧)	寄付金その他収入額⑩	差引額⑪ (⑨-⑩)	補助基準額⑫	補助所要額⑬ (⑪と⑫を比較して少ない方の額)	補助金申請額⑭



別添2-2

様式第4号(第7条関係)

草津市保育補助者雇上強化事業精算額調査

定員計

施設名

1. 保育補助者等の状況

保育補助者等名	保育補助者／有保育補助者	雇用年月日	配置期間	子育て支援員研修等受講の状況	研修修了日／実習修了日	受講実習名／受講研修名

2. 補助金所要額

保育補助者等名	職員給与総額				賞与等⑤	年間給与等支給予定総額⑥ (①+⑤)
	本俸①	諸手当②	法定福利費等③	合計④		
					合計⑦	

その他経費⑧	内訳

対象経費総額⑨ (⑦+⑧)	寄付金その他収入額⑩	差引額⑪ (⑨-⑩)	補助基準額⑫	補助所要額⑬ (⑪と⑫を比較して少ない方の額)	補助金精算額⑭

(令和8年1月28日掲示済み)

草津市告示第21号

草津市くらし見守り防犯カメラの設置、管理および運用に関する要綱を次のとおり制定する。

令和8年1月30日

草津市長 橋川 渉

草津市くらし見守り防犯カメラの設置、管理および運用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、犯罪発生 of 未然防止および事件が発生した場合の早期解決を図ることを目的とし、草津市(以下「市」という。)が行う無線通信式防犯カメラの設置、管理および運用について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによ

る。

- (1) 無線通信式防犯カメラ 主に犯罪の未然防止を目的として、市が設置する撮影装置であって、撮影した画像を表示し、または記録する機能を有し、かつ、当該撮影装置が有する無線通信機能を用いて記録した画像の取出しを行えるものをいう。
- (2) 画像 無線通信式防犯カメラにより撮影・記録をされた映像情報をいう。
- (3) 専用パソコン 無線通信機能を有し、かつ、無線通信式防犯カメラから画像を取り出すための専用ソフトがインストールされているパソコンをいう。
- (4) 個人画像 無線通信式防犯カメラにより記録された画像であって、当該画像から特定の個人を識別することができるものをいう。
- (5) 捜査機関等 警察、検察等の犯罪捜査について法的権限を有する機関または裁判所等の司法機関をいう。

(基本原則)

第3条 無線通信式防犯カメラの取扱いに関する基本原則は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 無線通信式防犯カメラを設置し、または利用する場合においては、市民等がその容ぼうまたは姿態をみだりに撮影されない自由を有することに鑑み、無線通信式防犯カメラの設置、管理および運用に関し適切な措置を講ずること。
- (2) 無線通信式防犯カメラの設置、管理および運用は、第1条に規定する無線通信式防犯カメラの設置目的（以下「設置目的」という。）に則して行うこと。

2 画像の取扱いに関する基本原則は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 画像は、個人情報の保護のために必要な措置を講ずるとともに、常に正確な内容が記録されるよう適切に管理すること。
- (2) 画像は、犯罪の未然防止および犯罪発生時の対応のために必要な場合に限って市自らが利用し、または捜査機関等に提供することとし、他の目的で利用し、または提供しないこと。

3 専用パソコンの取扱いに関する基本原則は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 専用パソコンには、パスワードを設定するとともに、これを定期的に変更すること。
- (2) 専用パソコンは、施錠設備を有する保管庫その他施錠することができる適切な場所において

保管し、紛失、盗難等の防止のための万全の措置を講ずること。

(無線通信式防犯カメラの設置)

第4条 無線通信式防犯カメラは、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる場所に設置するものとする。

- (1) JR草津駅およびJR南草津駅周辺の街頭
- (2) 主要幹線道路の交差点周辺の街頭
- (3) 草津警察署（以下「警察署」という。）などから提供される情報に照らして、市が必要と判断する場所

2 前項の規定により無線通信式防犯カメラを設置するときは、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 設置台数は、設置目的に照らして必要な範囲内の台数とすること。
- (2) 撮影範囲は、設置目的に照らして最も適切な範囲となるよう調整すること。
- (3) 無線通信式防犯カメラによる映像の録画が行われていることを市民等が認識することができるよう設置場所周辺の見やすい箇所に標識等を掲示すること。

3 設置箇所は別表のとおりとする。

(稼働時間)

第5条 無線通信式防犯カメラは、常時、稼働させるものとする。

(管理責任者等)

第6条 無線通信式防犯カメラを設置するときは、無線通信式防犯カメラ管理責任者（以下「管理責任者」という。）、無線通信式防犯カメラ運用責任者（以下「運用責任者」という。）および画像取扱員を置かなければならない。

2 管理責任者は、設置する無線通信式防犯カメラを所管する課の課長等（草津市事務分掌規則（平成4年草津市規則第9号）第2条に掲げる室、課またはセンターならびに草津市教育委員会の事務局の組織に関する規則（昭和41年教委規則第6号）第2条の表に掲げる室または課に規定する施設の長をいう。以下同じ。）がなるものとし、次の各号に掲げる事務を担当する。

- (1) 無線通信式防犯カメラの設置場所の選定に関すること。
- (2) 画像の保存ならびに利用および提供に関すること。
- (3) 捜査機関等に対する画像の提供に関すること。

(4) 運用責任者および画像取扱員の選任に関する  
こと。

3 管理責任者は、前項各号に掲げる事務の適正化を図るため、設置する無線通信式防犯カメラを所管する課等の係長以上の職の職員のうちから運用責任者を選任するものとし、運用責任者は、次の各号に掲げる事務を担当する。

(1) 無線通信式防犯カメラの設置場所の保守および維持管理に関すること。

(2) 無線通信式防犯カメラおよび専用パソコンの保守および維持管理に関すること。

4 画像取扱員は、設置する無線通信式防犯カメラを所管する課等の職員のうち管理責任者が選任した者とし、無線通信式防犯カメラからの画像の取出しを担当する。

(専用パソコンの配置等)

第7条 専用パソコンは、設置する無線通信式防犯カメラを所管する課等に必要な台数を配置する。

(守秘義務)

第8条 管理責任者、運用責任者、画像取扱員その他無線通信式防犯カメラの設置、管理および運用に  
関与する職員は、画像から知り得た情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(画像の利用)

第9条 管理責任者は、設置目的を達するため必要があると認めるときは、運用責任者に対し、画像の取出しを指示するものとする。

2 運用責任者は、前項の規定による管理責任者の指示があったときは、画像取扱員に対し、取出しの対象となる無線通信式防犯カメラおよび画像の日時その他画像の取出しに際して必要な事項を指示するものとする。

3 画像取扱員は、前項の規定による運用責任者の指示に従って、画像を取り出したときは、その結果を運用責任者に報告するとともに、草津市無線通信式防犯カメラ画像管理台帳（別記様式第1号。以下「管理台帳」という。）に必要な事項を記録しなければならない。

4 画像取扱員は、運用責任者の指示がなければ、画像を取り出してはならない。

(画像または記録媒体の管理)

第10条 画像を保管する期間は、原則として14日以内（次条に基づき提供を行う期間を除く。）とする。ただし、管理責任者は、犯罪の未然防止等のために特に必要があると認めるときは、画像を

保管する期間を別に定めることができる。

2 前項の期間を経過した画像の消去は、新たな画像を上書きする方法により行うものとする。ただし、当該方法による消去がなされない場合は、管理責任者は、速やかにこれを消去しなければならない。また、管理責任者は、必要と認める場合は、前項の期間の経過を待たずに、画像の消去をすることができる。

3 画像は、撮影時の原状により保管するものとし、編集または加工をしてはならない。

4 画像は、これを複製し、または印刷してはならない。ただし、管理責任者が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

5 管理責任者は、無線通信式防犯カメラにパスワードを設定する等の適切なセキュリティ対策を講じなければならない。

6 無線通信式防犯カメラから取り外した記録媒体の保管に際しては、その保管状況を記録するとともに、施錠することができる保管庫その他施錠することができる適切な場所において保管し、紛失、盗難等の防止のために万全の措置を講じなければならない。

7 記録媒体の廃棄は、粉碎、溶解その他の適切な方法を用いることにより、記録媒体からの画像の再生ができない状態にしなければならない。

8 前各項に定めるもののほか、管理責任者は、管理する画像および記録媒体について、流失、漏えい、盗難、紛失その他の事故が生じないよう必要な措置を講じなければならない。

(提供の制限)

第11条 個人画像情報の提供を求める者は、草津市無線通信式防犯カメラ画像利用申請書兼誓約書（別記様式第2号）を管理責任者に提出し、申請しなければならない。この場合において、管理責任者が当該個人画像情報を提供するときは、設置目的および当該提供の目的に照らし、必要かつ最小限の範囲にとどめなければならない。

(警察署との連携)

第12条 設置目的を達成するため、必要と認めるときは、市と警察署との間で、無線通信式防犯カメラならびに画像の管理および運用に関する協定を締結することができる。

2 前項に規定する協定の対象となる無線通信式防犯カメラは、市と警察署とが協議して決定する。

3 第1項の協定を締結したときは、市は、第7条の規定にかかわらず、警察署生活安全課に設置する

ための専用パソコン（以下「警察専用パソコン」という。）を必要な台数に限り、警察署に貸与することができる。

4 第 1 項の協定には、次の各号に掲げる内容を定めるものとする。

(1) 警察署に画像管理責任者（以下「警察署画像管理責任者」という。）を置くこと。

(2) 警察署画像管理責任者は、画像および警察専用パソコンの適切な管理および運用を行うため、警察署における画像管理運用要領を定めるとともに、無線通信式防犯カメラからの画像の取出しを担当する警察職員（以下「画像取扱警察職員」という。）を選任すること。

(3) 警察署において画像を扱う者は、画像から知り得た情報を漏らしてはならないこと。

(4) 捜査機関等からの求めについて、滋賀県草津警察署長（以下「警察署長」という。）から管理責任者に対し、草津市無線通信式防犯カメラ画像利用申請書兼誓約書および捜査関係事項照会書を提出して申請があったときは、管理責任者が承認することにより、画像取扱警察職員が、警察専用パソコンを用いて画像を取り出すことができること。ただし、夜間、休日等の設置する無線通信式防犯カメラを所管する課等の執務時間外に緊急を要する犯罪捜査においてやむを得ないと認められるときは、あらかじめ承認を得ることなく警察専用パソコンを用いて画像を取り出すことができる。この場合においては、事後速やかに、警察署長は緊急利用草津市無線通信式防犯カメラ画像利用申請書兼誓約書（別記様式第 3 号）および捜査関係事項照会書を管理責任者に提出して申請しなければならない。

(5) 警察署は、警察署画像管理責任者の設置および変更があった際には、直ちに市に報告をしなければならない。

5 管理責任者は、警察署長から前項第 4 号に規定する申請があった場合は、画像取扱員をして、管理台帳に必要な事項を記録させるものとする。

6 管理責任者は、画像取扱警察職員による画像の取出し状況を確認するため、警察署長に対し、毎月、警察専用パソコンに記録された画像の取出し履歴に係る情報の提出を求め、管理台帳に記録された事項と照合するものとする。

（設置・運用等状況の報告）

第 1 3 条 管理責任者は、毎年度、無線通信式防犯カ

メラの設置、管理および運用の状況について、危機管理監に報告するものとする。

2 管理責任者は、画像の流失もしくは漏えいまたは記録媒体の盗難もしくは紛失があった場合は、速やかに、危機管理監に報告しなければならない。

（苦情の処理）

第 1 4 条 管理責任者は、市民等から管理する無線通信式防犯カメラの設置、管理または運用について苦情を受けたときは、迅速かつ適切に対応しなければならない。

（委任等）

第 1 5 条 この要綱に定める文書等の様式およびこの要綱の施行について必要な事項は、危機管理監が定める。

付 則

この要綱は、令和 8 年 2 月 1 日から施行する。

別表（第 4 条第 3 項関係）

防犯カメラ番号	設置場所	数量
BK-2501	大路 1 丁目 1 4	1
BK-2502	木川町 8 4 8-6	1
BK-2503	西大路町 4-33	1
BK-2504	西大路町 9 1 0-1	1
BK-2505	草津 2 丁目 3-53	1
BK-2506	渋川 1 丁目 1-16	1
BK-2507	渋川 1 T 目 1-16	1
BK-2508	渋川 1 丁目 1-16	1
BK-2509	渋川 1 丁目 1-16	1
BK-2510	渋川 1 T 目 1-16	1
BK-2511	渋川 1 丁目 1-16	1
BK-2512	渋川 1 丁目 1-16	1
BK-2513	渋川 1 丁目 6-10	1
BK-2514	渋川 1 丁目 4-29	1
BK-2515	大路 2 T 目 3-10	1
BK-2516	矢橋町 2080-3	1
BK-2517	新浜町 209-25	1
BK-2518	新浜町 291-5	1
BK-2519	新浜町 311-4	1
BK-2520	下物町 1091-161	1
BK-2521	新浜町 365-1	1
BK-2522	矢橋町 883	1
BK-2523	南草津プリムタウン 2 丁目 14-2	1
BK-2524	野村 8 丁目 2-23	1
BK-2525	南草津 1 丁目 14-1	1

BK-2526	南草津1丁目14-1	1
BK-2527	南草津1丁目14-1	1
BK-2528	野村6-14-31	1
BK-2529	南草津1丁目14-1	1
BK-2530	野路1丁目15-5	1
BK-2531	南草津1丁目14-1	1
BK-2532	野路5丁目7-15	1
BK-2533	野路町165-1	1
BK-2534	新浜町433-7	1
BK-2535	笠山3丁目12-34	1
BK-2536	笠山3丁目7-27	1
BK-2537	笠山4丁目10-39	1
BK-2538	笠山6丁目11-18	1
BK-2539	笠山8丁目10-5	1
BK-2540	野路町2303-7	1
BK-2541	桜ヶ丘4丁目13-15	1
BK-2542	桜ヶ丘4丁目8-11	1
BK-2543	野路東1丁目1-1	1
BK-2544	野路東1丁目1	1
BK-2545	野路東1丁目1	1
BK-2546	野路東5丁目10-25	1
BK-2547	木川町336-31	1
BK-2548	西矢倉2丁目8	1
BK-2549	北山田町2363-3	1
BK-2550	片岡町690	1

別記

様式第1号(第9条第3項関係)

草津市無線通信式防犯カメラ画像管理台帳

年 月 日

申請者	機関名	氏名
利用目的	<input type="checkbox"/> 捜査のため <input type="checkbox"/> 事後捜査のため <input type="checkbox"/> その他(理由 )	
	( - )	
防犯カメラ設置場所 (防犯カメラ番号)	( - )	
	( - )	
	( - )	
	( - )	
	( - )	
画像取出日 (画像取扱員名)	年 月 日 ( )	
特記事項		

様式第2号(第11条関係)

草津市無線通信式防犯カメラ画像利用申請書兼誓約書

年 月 日

(あて先)  
草津市長

(申請者) 機関名等  
代表者氏名  
担当者氏名  
電話番号

印

下記のとおり、無線通信式防犯カメラ画像の利用を申請します。

利用目的	<input type="checkbox"/> 捜査のため <input type="checkbox"/> 事後捜査のため <input type="checkbox"/> その他(理由 )
防犯カメラ設置場所 (防犯カメラ番号)	( - )
	( - )
	( - )
	( - )
	( - )
画像取出日 (画像取扱員名)	年 月 日 ( )
特記事項	

※ 記載の理由目的以外に使用しないことを誓約します。

決裁欄

/	/	/	/	/	/	/

様式第3号(第12条第4項第4号関係)

緊急利用 草津市無線通信式防犯カメラ画像利用申請書兼誓約書

年 月 日

(あて先)  
草津市長

(申請者) 機関名等  
代表者氏名  
担当者氏名  
電話番号

印

下記のとおり、無線通信式防犯カメラ画像の利用を申請します。

利用目的	<input type="checkbox"/> 捜査のため <input type="checkbox"/> 事後捜査のため <input type="checkbox"/> その他(理由 )
防犯カメラ設置場所 (防犯カメラ番号)	( - )
	( - )
	( - )
	( - )
	( - )
画像取出日 (画像取扱員名)	年 月 日 ( )
特記事項	

※ 記載の理由目的以外に使用しないことを誓約します。

決裁欄

/	/	/	/	/	/	/

(令和8年1月30日揭示済み)

草津市告示 2 2 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 5 1 条の 3 0 および児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 2 4 条の 3 7 の規定により次の者を指定特定相談支援事業者および指定障害児相談支援事業者として指定したので、草津市指定特定相談支援事業者および草津市指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則（平成 2 4 年草津市規則第 1 6 号）第 4 条の規定に基づき告示する。

令和 8 年 1 月 3 0 日

草津市長 橋 川 涉

事業者 の名称 および 所在地	事業所の 名称およ び所在地	指 定 年 月 日	指定特定 相談支援 または指 定障害児 相談支援 の種類	事業 の主 たる 対象 者	事業所番号
特定非 営利活 動法人 太陽十 月 草津市 長東町 2 0 9 番地 2	相談支援 事業所た いようと つき 草津市長 東町 2 0 9 番地 2	令 和 8 年 2 月 1 日	指定特定 相談支援 指定障害 児相談支 援	特定 無し	指定特定相 談支援事業 所 2 5 3 0 6 0 0 2 5 9 指定障害児 相談支援事 業所 2 5 7 0 6 0 0 5 6 5

(令和 8 年 1 月 3 0 日掲示済み)

草津市告示第 2 3 号

公示送達について

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所が不明で送達不能につき、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 の規定に基づき公示送達する。

送達すべき書類は、草津市総務部納税課に保管しており、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和 8 年 1 月 3 0 日

草津市長 橋 川 涉

1 送達すべき書類

- (1) 市・県民税・普通徴収督促状 1 7 件
  - (2) 軽自動車税督促状 1 件
  - (3) 国民健康保険税督促状 5 0 件
  - (4) 差押調書（謄本） 3 件
  - (5) 配当計算書（謄本） 6 件
- 計 7 7 件

2 送達を受けるべき者の氏名および住所  
別紙のとおり

3 上記の書類については、令和 8 年 2 月 6 日に送達  
があったものとみなす。

督促状公示送達者名簿

氏名	住所	市・県民税	移住前住所(種別)	国民健康保険税
木村 光一	滋賀県草津市草津一丁目2番2-502号 サテンドール草津	令和7年度第3期		
佐山 純一	滋賀県草津市草津一丁目8番46号	令和7年度第3期		
水野 邦明	滋賀県草津市青地町213番地1-206 ダイアコート南地Ⅱ	令和7年度第2期		
大野 邦明	滋賀県草津市青地町213番地1-206 ダイアコート南地Ⅱ	令和7年度第3期		
菊池 恒平	滋賀県草津市青地町213番地1-219 ダイアコート南地Ⅱ	令和7年度第2期		
菊池 恒平	滋賀県草津市青地町213番地1-219 ダイアコート南地Ⅱ	令和7年度第3期		
HOANG XUAN HUNG	滋賀県草津市青地町368番地1-105 メゾンコース	令和7年度第3期		
佐藤 晴信	滋賀県草津市青地町651番地205 アービーハウスⅢ B	令和7年度第2期		
佐藤 晴信	滋賀県草津市青地町651番地205 アービーハウスⅢ B	令和7年度第3期		
川原 知明	滋賀県草津市青地町756番地1209 エスベランテ越前	令和7年度第3期		
藤澤 聡	滋賀県草津市山寺町1116番地1-5018 ダイキン・寺社宅	令和7年度第2期		
LUONG THI THU	滋賀県草津市山寺町492番地1-1304 カントリ-レジデンス草津	令和7年度第3期		
NGUYEN DUY MANH	滋賀県草津市山寺町492番地1-1410 カントリ-レジデンス草津	令和7年度第3期		
酒井 悠孝	滋賀県草津市追分三丁目22番19-220号 草津ロイヤルマンション	令和7年度第3期		
四方 智生	滋賀県草津市野路一丁目7番21-1505号 リバリー南草津	令和7年度第2期		
四方 智生	滋賀県草津市野路一丁目7番21-1505号 リバリー南草津	令和7年度第3期		
山田 智也	滋賀県草津市野路九丁目1番24-102号 ソレイユキャマダ	令和7年度第2期		
杉山 晃平	滋賀県草津市南笠原四丁目2番地26 アネーロ式番組302号	令和7年度第3期		
東口 誠江	神奈川県川崎市川崎区綱管通2丁目10番16号 シェアマイド綱管通 109	令和7年度全期		
藤野 宏行	滋賀県草津市新栄町202番地			
西原 竜一	滋賀県草津市平井一丁目14番1-111号 ジョイフル草津			
西原 竜一	滋賀県草津市平井一丁目14番1-111号 ジョイフル草津			
西原 竜一	滋賀県草津市平井一丁目14番1-111号 ジョイフル草津			
川原 智	滋賀県草津市西沢川一丁目17番30号			
平尾 真理	滋賀県草津市沢川二丁目1番8-106号 イチヨシマンション			
賢角 弘保	滋賀県草津市野村八丁目9番9号			
坂元 勇	滋賀県草津市草津一丁目6番29-205号 レ・ユエゾン柳川			
西山 善太郎	滋賀県草津市草津三丁目16番7-303号 ハイツ塔閣			
大比賀 光樹	滋賀県草津市東草津三丁目16番7号 ハイツ塔閣 306号			
駒井 菜子	滋賀県草津市東草津二丁目9番33-403号 プリズムヴェール			
西村 馨	滋賀県草津市草津二丁目2番3号			
井之口 武	滋賀県草津市草津一丁目8番49号			
前田 碧	滋賀県草津市草津一丁目8番50号			
前田 愛之	滋賀県草津市草津町1748番地10			
永井 安樹	滋賀県草津市西大路町10番5-404号 シャルマンコーポ			
永井 安樹	滋賀県草津市西大路町10番5-404号 シャルマンコーポ			
永井 安樹	滋賀県草津市西大路町10番5-404号 シャルマンコーポ			
永井 安樹	滋賀県草津市西大路町10番5-404号 シャルマンコーポ			
永井 安樹	滋賀県草津市西大路町10番5-404号 シャルマンコーポ			
I WAYAN KUTA ASTIKA	滋賀県草津市西大路町10番5-952号			
廣田 馨	滋賀県草津市青地町270番地3-1201 サンクリエート・ハヤシ堂跡館			
佐藤 由羽	滋賀県草津市山寺町476番地401 フライムコート最建			
村上 安広	滋賀県草津市追分三丁目22番19-321号 草津ロイヤルマンション			
藤瀬 佑織	滋賀県草津市追分八丁目16番1-202号 ハイツクナガ			
近藤 秀行	滋賀県草津市南草津四丁目3番地1-106 メゾンゾクオンテ			
橋本 草馬	滋賀県草津市木加町11230番地66			
坂本 昭	滋賀県草津市木加町904番地10			
今阪 泰貴	滋賀県草津市木加町952番地28			
CHEN CAIJI	滋賀県草津市大倉二丁目5番38-1C号 福井第2アパート			
CHEN CAIJI	滋賀県草津市野路東六丁目1番7-711号 学生会館 Uni E. meal草津野路			
XUE MIAO	滋賀県草津市野路一丁目12番40-708号 クレイトポータル21			
HUANG XINGYU	滋賀県草津市野路一丁目5番24-212号 サンシャイン			
PAHALA MALLIKA GEDARA DILHARA SEWANDI KUMARI DISANAYAKA	滋賀県草津市野路九丁目10番1-703号 ハイツ塔閣Ⅱ			
PINCHRA DEWAGE KAVEESHA NETHMINI HEMANTHA	滋賀県草津市野路九丁目1番24-201号 ソレイユキャマダ			
HIGUERAS MENEGHIN LEO	滋賀県草津市北山町66番地1-205 ベルパータ北山			
佐藤 風	滋賀県草津市北山町66番地1-205 ベルパータ北山			
井上 健	滋賀県草津市藤岡町27番地1-201 ベルエボック			
平野 誠士	滋賀県草津市藤岡町37番地14			
藤野 成人	滋賀県草津市穴籠町105番地1-523 カーサ・ソラツツオ			
長谷川 聡子	滋賀県草津市南笠原三丁目18番333号			
斎藤 一	滋賀県草津市南笠原三丁目22番15-1号			
森 久佐祐	滋賀県草津市笠山一丁目5番25-201号 SCARLET			
平野 敬悟	滋賀県草津市笠山一丁目7番48-202号 ヴィレッジ花木 C棟			

督促状公示送達者名簿

氏名	住所	市・県民税	課税開始年(昭和何年)	国民健康保険税
PARK JAEOUNG	滋賀県草津市笠山五丁目10番22-8507号 UCD-LEO			令和7年度第5期
NGUYEN THI MINH HUYNH	滋賀県草津市笠山三丁目1番18-201号 シティハイム私園			令和7年度第5期
藤田 悠貴	滋賀県草津市笠山三丁目1番9-406号 グラスライト			令和7年度第5期
鈴木 崇文	京都府京都市南区西九条地ノ内町93 エスタムプラザ京都築米本邸			令和7年度第5期

差押調書(謄本) 公示送達者名簿

氏名	住所	備考
木戸 裕貴	茨城県つくば市研究学園5丁目11番地1サーパスつくば研究学園410号	発番 令和7年 12月1日 草納発第1945号
福本 行修	神奈川県川崎市高津区蟹ヶ谷335番地5ユナイト元住吉サファアの杜 203	発番 令和7年 12月5日 草納発第1991号
PHAM VAN TIEN	ベトナム	発番 令和7年 12月12日 草納発第2035号

配当計算書(謄本) 公示送達者名簿

氏名	住所	備考
松村 美穂	米国	発番 令和7年 12月17日 草納発第21119号
木戸 裕貴	茨城県つくば市研究学園5丁目11番地1サーパスつくば研究学園410号	発番 令和7年 12月17日 草納発第2120号
PHAM VAN TIEN	ベトナム	発番 令和7年 12月26日 草納発第2197号
福本 行修	神奈川県川崎市高津区蟹ヶ谷335番地5ユナイト元住吉サファアの杜 203	発番 令和8年 1月5日 草納発第22116号
中山 宜士	滋賀県草津市野村六丁目10番30-212号グランエクレール	発番 令和8年 1月5日 草納発第2221号
竹升 克典	滋賀県栗東市下鈎1089番地1(1-E号) グラッドビネ	発番 令和8年 1月6日 草納発第2225号

(令和8年1月30日揭示済み)